

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

(1) これまでの取組と現況

九州新幹線の全線開業に伴い、九州新幹線久留米駅が開業し、関西方面まで乗換えなしの移動が可能となり、観光、通勤がさらに便利になった。また、JR 久留米駅前広場と東西自由通路の整備によって駅の利便性が格段に高まり、同駅周辺において民間の共同住宅の建設が促進された。

一方、共通駐車場ポイント等のサービスを付加するICカード導入や、ワンコイン循環バス運行等については、関係機関との検討を進めてきたが、事業採算性など面から事業化には至らなかった。

(2) 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

持続可能なまちづくりを進めていく上において、過度に自動車に依存しない社会の実現には公共交通機関などの環境整備は必要不可欠であり、高齢者や障害者など誰もがやさしく安全で安心して利用できる、乗り降りしやすい低床バスの導入やバス停の高規格化、バス情報の案内やサービスの充実、自転車活用環境の整備が必要である。

また、鉄道事業者の既存 IC カードを活用し、(株)ハイマートや地元商店街などと連携しながら、買物と公共交通利用の複合機能を持ったカードなどの運用を図ることにより、中心商店街での買物や移動の利便性の向上を図っていく必要がある。

(3) フォローアップの時期

計画期間の各年度に各事業の進捗状況を調査し、状況に応じて事業の促進などの改善措置を講じる。また、計画期間の最終年度に、再度進捗状況を調査し、中心市街地活性化の効果的な推進を図るものとする。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>【事業名】 シンボルロード整備事業 (再掲)</p> <p>【事業内容】 歩行空間整備、自転車利用環境整備、バス停の高規格化、緑化等</p> <p>【実施時期】 H26～H30</p>	国土交通省、福岡県、久留米市	<p>○位置づけ 本市中心市街地に位置する2つの交通拠点であるJR久留米駅と西鉄久留米駅の間は、本市の顔となる約2kmの幹線道路でつながっている。道路沿いには、商業・業務・生活支援施設などが集積しており、この中心市街地の骨格となる都市軸を「くるめシンボルロード」として、安全性・快適性を高める移動空間整備、並びに通りの個性や魅力を向上させるための整備を行う。</p> <p>○必要性 都市軸のほぼ中央に、新たに広域交流施設となる久留米シティプラザが整備されることから、それと連動してバス停の高規格化等の整備を行うことにより、公共交通機関の利便性の向上が期待できる。 この事業は「快適な生活環境のもとで、暮らしやすく住み続けたい街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>	<p>【支援措置】 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業(久留米市中心市街地地区))</p> <p>【実施時期】 H26～H30</p>	地図番号 1

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業

該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業

該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	中心市街地の活性化を実現するための位置づけ及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
【事業名】 ICカード導入検討事業 (再掲)	中心商店街、久留米駐車協同組合、(株)ハイマート久留米、鉄道事業者	<p>○位置づけ 中心市街地商店街において、買物や移動がICカード1枚で対応できるシステムを構築する。</p> <p>○必要性 既存の鉄道系のカードを活用し、ICカード1枚で買物、食事、公共交通、駐車料金など精算ができる新たなサービスを構築することで、中心市街地商店街での買物や移動の利便性の向上を図る この事業は「快適な生活環境のもとで、暮らしやすく住み続けたい街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>		地図番号 25
【事業名】 低床バス導入事業 【事業内容】 低床バスの運行 【実施時期】 H26～H30	久留米市、交通事業者	<p>○位置づけ 便利で人にやさしい公共交通の実現のため、基幹公共交通であるバス路線の車両に、乗り降りしやすい低床バスの導入を図る。</p> <p>○必要性 中心市街地へ来街した高齢者や障害者等にとってバスの移動がやさしく、利用しやすい環境を構築する。 この事業は「快適な生活環境のもとで、暮らしやすく住み続けたい街づくり」という目標を達成するため必要な事業である。</p>		44

◇ 4から8までに掲げる事業及び措置の実施箇所

